

令和2年9月30日
財 務 局

監理技術者の専任義務の緩和について

令和2年10月1日の建設業法一部改正の施行に伴い、同法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受ける監理技術者（特例監理技術者）及び監理技術者を補佐する者（監理技術者補佐）の都発注工事における取扱いについては、別途お知らせいたします。

このことについて、お問い合わせがある場合には、下記連絡先までお願いします。

【連絡先】

財務局建築保全部技術管理課土木技術担当	直通（03）5388-2807
財務局経理部総務課契約調整担当	直通（03）5388-2607